

でんさいネット説明資料 (でんさい操作編)

株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）



でんさいキャラクター「でんさい犬」
（「電(でん)子記録債権(さいけん)」が由来）

1

でんさいの操作方法

2

取引先への切替促進策

3

でんさいネット提供のコンテンツ紹介

4

でんさいネットの取組み

5

よくある質問

6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

1 でんさいの操作方法

発生記録請求

承認

譲渡記録請求

受取

開示

1

でんさいの操作方法

2

取引先への切替促進策

3

でんさいネット提供のコンテンツ紹介

4

でんさいネットの取組み

5

よくある質問

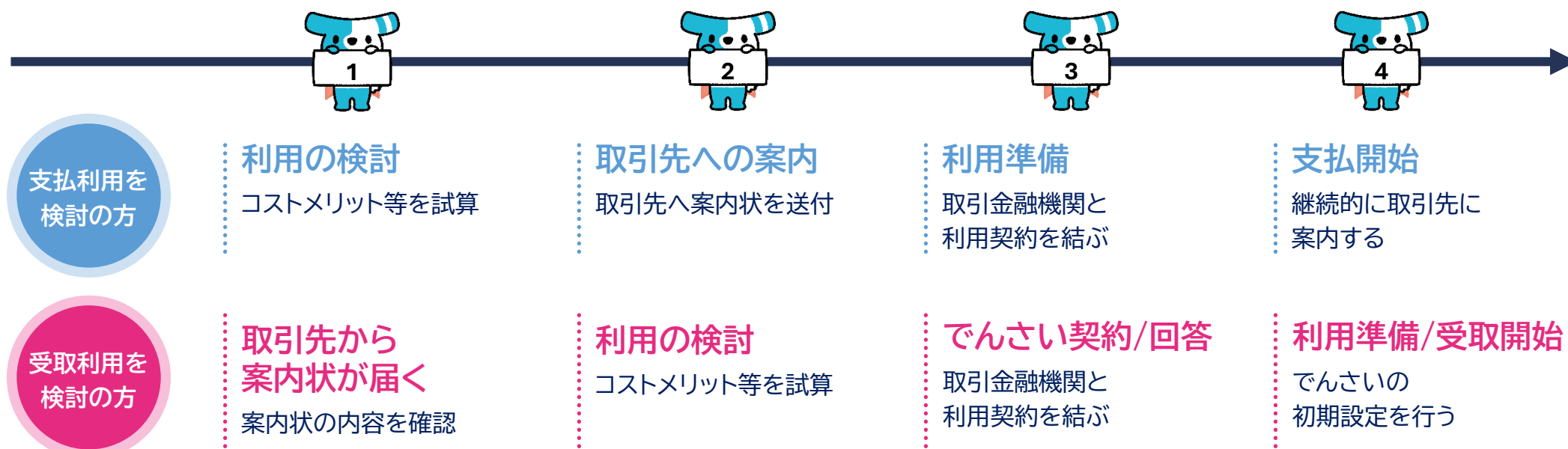
6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

取引先への切替促進策（でんさいの利用までの流れ①）

- でんさいは支払利用、受取利用ともに簡単な4ステップで利用が可能。

でんさい利用開始までの主な流れ



POINT

でんさいを検討する主なきっかけ

- ◎ 全面的な電子化の報道等を踏まえ、社内で導入の指示があった
- ◎ 取引先/取引金融機関からでんさいへの切替案内があった

取引先への切替促進策（でんさいの利用までの流れ②）

でんさいネットウェブサイト「ご検討からご利用開始まで」ページ

必見

「ご検討からご利用開始まで」ページ

チェックリスト（詳細版）イメージ



【受取利用に関するチェックリスト】

でんさいの受取利用を始めるにあたり必要となる作業の一環です。各項目の作業が終わったら、チェックをしましょう。

STEP 1 案内文書が届く

項目	作業内容	チェック
① 内容の確認	取引先からの案内文書の内容を確認しましょう。	☐

STEP 2 利用の検討

② コストメリットの試算	でんさいに切り替えた場合のコストメリットを試算しましょう。	☐
③ 社内事務・会計システムの確認	社内事務を確認しましょう。 会計システムを確認しましょう。	☐
④ 社内決定	利用について社内決定をしましょう。	☐

STEP 3 でんさい契約・回答

⑤ でんさいの利用契約	取引金融機関とでんさいの利用契約をしましょう。	☐
⑥ 回答書の返信	取引先から頂いた案内文書に回答しましょう。	☐

STEP 4 利用準備・受取開始

⑦ 初期設定	でんさいを取り扱う権限者等を設定しましょう。	☐
⑧ 社内事務・会計システムの確認	社内事務および会計システムを整備しましょう。	☐

受取開始

【受取開始後】

⑨ 他の取引先への案内	でんさい受取を開始した旨を他の取引先に案内しましょう。	☐
-------------	-----------------------------	--------------------------

会計システムの確認

利用開始後、取引先や税理士にお問い合わせください。

・確認対象は「会計処理方法」「勘定科目の追加取消」「受取手段に『でんさい』を追加」であり、市販されている会計ソフトの多くはでんさいに対応していますので、まずはご利用の会計ソフトの取扱説明書を確認しましょう。対応していない場合、改修やオプションの追加によって対応する方法もあります。また、利用件数が少ない場合、既存の会計ソフトを更新せずに、会計処理上手工と同等に管理する方法もあります。自社にとって最適な方法をお選びください。なお、手形番号に相当するでんさいの記録簿は、毎月20日締結されますのでご確認ください。

利用について社内決定をしましょう。

でんさいの移行によってコスト削減、事務効率化、リスク削減が図れる点などを挙げて、社内で意思を統一し進めていくことが重要です。また、社内勉強会を実施するなど、自社がでんさいを取り入れるメリットを予め共有することで、業務手帳が変更となる部署等との調整がスムーズになります。

〆(〆)月支払分(〆)切替等)でん
しつりつと確認しましょう。

申し込み書

・銀行印、切替等)でんさい受取
い入金手数料等)を確認し、手
りつを試しましょう。当会社
しをご参照ください。

・締結期間によって異なります。
さい。取引金融機関においでん
([参加金融機関一覧](#) ページ)でご確

・不要にできません。領収書を発
但し書きに記載すれば引換(印

・(振出金、金庫、支払期日)等
なりますので、担当者や事務手

・ウェブサイトに掲載している場合が
ございます。

- 「何から始めたらいいのかわからない」という方は、こちらのコンテンツのご利用を。
- でんさいの導入までの流れをフロー図で説明しており、**全体像をイメージ**が可能。
- でんさいの導入にあたってやるべきこと、活用できるコンテンツ、留意点などを時系列で確認できる「**チェックリスト（詳細版）**」のダウンロードも可能。

でんさいネットウェブサイト
「ご検討からご利用開始まで」ページ

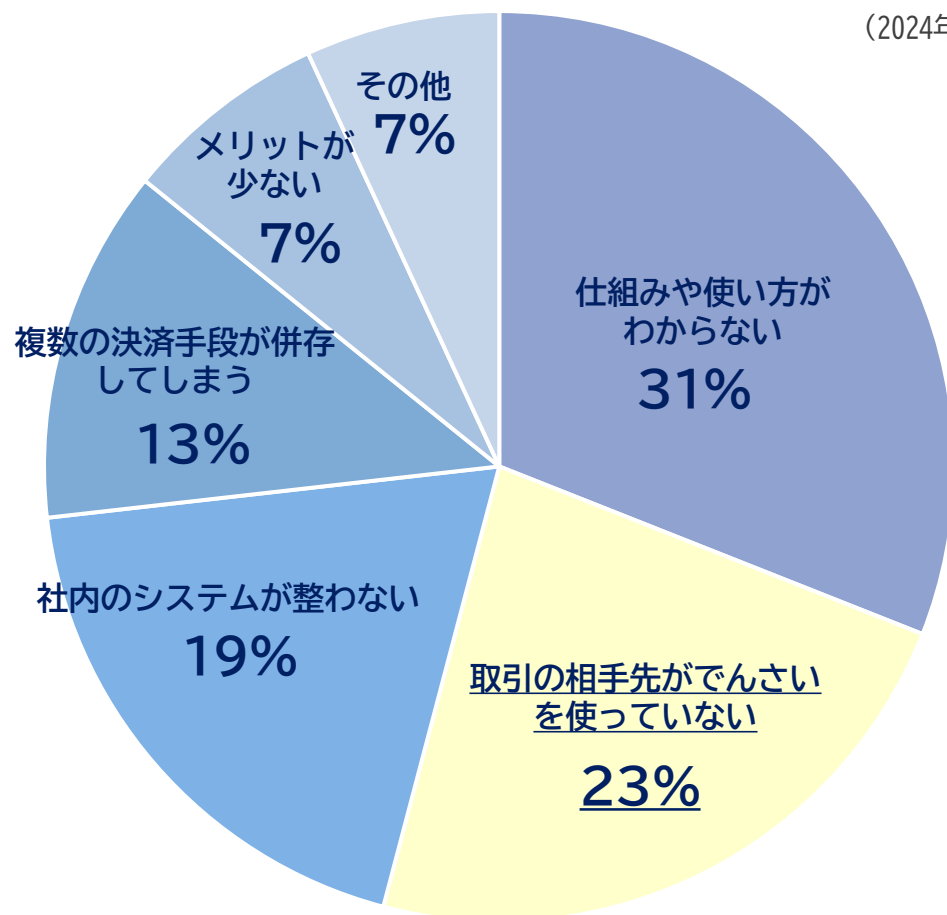


でんさいを利用していない理由



取引先がでんさいを利用していないから、でんさいに切り替えることが難しい・・・

（2024年度上期オンラインセミナーアンケート結果より）



- でんさいへの移行を踏み切れていない事業者さまの悩みとして「仕組みや使い方がわからない、難しそう（31%）」、「取引先の相手先がでんさいを使っていない（23%）」等が挙げられる。

支払企業（自社）から受取企業（取引先）への切替促進策

お取引先でんさい利用状況検索サービス

お取引先でんさい利用状況検索サービス

1 2 3

「お取引先でんさい利用状況検索サービス」では
お取引先がでんさいをご利用しているかどうかを検索できます。

案内状サンプル

支払方法変更に関する案内状サンプル【詳細版】（記入例／赤字箇所）
（支払企業⇒受取企業）

20XX年5月10日

お取引先 各位

株式会社大銀電気

「でんさい」による支払に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取引先様への代金の支払について、約束手形および小切手を利用しておりましたが、政府における2026年までの約束手形・小切手の利用廃止の方針を受け、弊社においても20XX年8月以降、ご同意いただいたお取引先様との間のお取引について、「でんさい」による支払を開始させていただくことを予定しております。

※「でんさい」による支払条件については、別紙1「でんさい」での支払条件についてをご参照ください。

弊社が新たな支払方法として採用する「でんさい」は、約束手形や小切手等に代わる決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権であり、利用メリットの高い決済手段でございます。

※「でんさい」の利用イメージおよびメリットについては、別紙2「でんさいについて」をご参照ください。

※「でんさい」の発生（手形という振出）する月、後日、手形から「でんさい」への支払方法の変更開始時期等をご案内いたします。

制作所
区千代田 1 2 3 4 5
ご担当 山本
FAX 番号 03-1234-5678

する回答書

	A	B	C	D
支店コード	9	9	9	9
支店コード	0	0	0	1
支店コード	1	2	3	4
支店コード	5	6	7	

でんさいネット提供ツール
（導入案内チラシ＜受取利用編＞）

- 取引先に案内状を送付する前に「お取引先でんさい利用状況検索サービス」を使用し、**でんさい契約済企業から優先的に案内状を送付することで、早期のでんさい切替が可能。**
- 案内状にでんさいネットが提供しているチラシを同封される事業者さまも多くいらっしゃる。



◎でんさいへの切替率を高めるには、

- ① **社内の意思統一**
- ② **取引先への継続的な案内**

取引先への切替促進策（受取企業から支払企業）

受取企業（自社）から支払企業（取引先）への切替促進策

案内状サンプル

でんさい受取対応開始の案内状ひな型
(受取企業→支払企業)
※本文は参考としてお示ししているものであり、貴社用に加工いただきご使用願います。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

お取引先 各位

〇〇〇〇〇〇〇〇

「でんさい」での受取対応開始について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取引先様へのご請求について、約束手形および小切手を利用しておりましたが、政府における2026年までの約束手形・小切手の利用廃止の方針を受け、弊社においても「でんさい」での受取ができるようにいたしました。
※「でんさい」は、株式会社金銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権のことで、利用イメージについては、別紙「でんさいについて」を

請求書記載例

請 求 書		請求No. 請求日
ご担当： 御中 様		
下記の通り、ご請求申し上げます。		
件名		〇〇株式会社 〒 東京都新宿区新宿 △△ビル3階 TEL： FAX： E-Mail： 担当：
お支払期限		
お振込先	●●銀行 新宿支店 当座 1234567 サンプル（カ）	
合計金額	(税込)	
No.		

空欄に自社（受取企業）の**利用者番号**を記載し、
でんさいが利用できることを案内

- 取引先（支払企業）からでんさいの切替の案内を待つのではなく、**自社（受取企業）から取引先に対し、積極的にでんさいへの切替を案内することも有効。**
- 案内状を使用し取引先（支払企業）に案内する以外にも、**請求書**に利用者番号を記載し案内されるケースも増えている。



POINT

◎過去、取引先（支払企業）にでんさいの受取を断っている場合でも、その後、自社においてでんさいの利用を開始された際には、当該取引先（支払企業）に「でんさいの受取が可能となった」旨を**改めてご連絡**を。

取引先への切替促進策（ウェブサイトの活用）

「ご契約者さま向けでんさい活用ガイド」ページ（かんたんメールオファー）

（「かんたんメールオファー」の画面イメージ）

御社のご利用方法をお選びください。

支払利用

受取利用

3STEPでかんたんメール作成！
それぞれのSTEPの質問にお答えいただくと、最適なメール文面が作成されます。

STEP1 どのような用途で、御社からお取引先にメールをお送りになりますか？
用途に応じて、最適なメール文面が作成されます。

☒ 事前案内
【お取引先のでんさい対応状況を調査】
 ☐ 導入案内
【導入決定後、初めてのご案内】
 ☐ 切替案内
【でんさい支払をより推進】

[文面イメージ](#)
[文面イメージ](#)
[文面イメージ](#)

STEP2 お取引先にお送りするでんさいの案内リーフレットをお選びください。
リーフレットのダウンロードURLがメール文面に反映されます。（複数選択可）

☒ 事業者のみなさま必見！
リーフレット
 ☒ 導入案内チラシ
 ☐ 「でんさい」活用ガイドブック

[はじめての方向け](#)
[自 手形を利用しての方へ](#)
[よりよくわしく知りたい方へ](#)

でんさいのメリット
取引イメージ

導入の流れ
よくあるご質問

でんさいの仕組み
でんさいの活用方法

STEP3 お取引先の業種を選択してください。
該当業種の事例を紹介するページURLがメール文面に反映されます。

☒ 建設業
 ☐ 製造業
 ☐ 卸売・小売業

☐ 金融・保険業
 ☐ 不動産・物品賃貸業
 ☐ サービス業

これで案内メールが完成しました。
さあ、お取引先にメールを送りましょう！

●●株式会社 ●●さま

いつもお世話になっております。
株式会社●●の●●です。

貴社への支払方法について伺いたく、ご連絡差しあげました。

弊社においては、お取引先さまへの代金の支払について、
約束手形および振込を利用しておりますが、
昨今の情勢を鑑み、「でんさい」による支払の採用について検討しております。

「でんさい」は、約束手形や振込等に代わる新たな決済手段として、
取引企業双方にとって利用メリットの高い決済手段であると考えております。

つきましては、「でんさい」による支払について、
貴社のご意向を確認させていただきたく、
その可否についてご回答いただければ幸いです。

でんさいネット
<https://www.densai.net/>

でんさいの概要に関するリーフレット
https://www.densai.net/pdf/densai_leaflet2017.pdf

手形からでんさいへの切替案内チラシ
https://www.densai.net/pdf/densai_leaflet_dounyu_uketori.pdf

建設業の企業さまの事例
<https://www.densai.net/case/?type=type001>

どうぞよろしくお願いいたします。

（STEP 1）メールの用途
（STEP 2）案内したい資料
（STEP 3）事例紹介したい業種
をクリックするだけで、取引先へのメール文例が表示

- 「かんたんメールオファー」では、取引先に対しでんさいへの切替を案内する際にご利用いただけるメール文例を用意。
- 3ステップでメールが可能。

↓かんたんメールオファー
<https://www.densai.net/contractor/mailgenerator/>

取引先向けWeb説明会

過去の登壇実績

企業主催による取引先向け説明会

業界団体主催による会員企業向け説明会

社員向け社内勉強会 等

使用可能ツール

Teams、Webex、Zoom等の主催者の希望するツール

費用は**無料**

- 企業主催の取引先向け説明会や業界団体主催の会員企業向け説明会等に**でんさいネット職員がWeb会議ツールを使用し講演。**
- Web説明会の実施の**ご希望があれば、取引金融機関またはでんさいネットまでご連絡をいただきたい。**



本説明会を利用された事業者さまの声

「でんさいの基本的な内容についてよく理解できた」

「一度に多くの取引先にでんさいについて理解いただけた」

1

でんさいの操作方法

2

取引先への切替促進策

3

でんさいネットのコンテンツ紹介

4

でんさいネットの取組み

5

よくある質問

6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

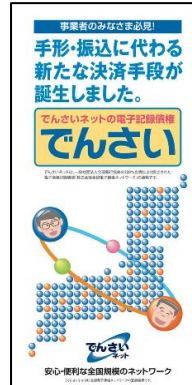
でんさいネットのコンテンツ(でんさいとは①)

「でんさいとは」ページ

(画面イメージ)



- でんさいのメリットなどを事例紹介を交えてわかりやすく紹介。
- 支払企業、受取企業どちらの事例も紹介。
- 「でんさいアカデミー」では、でんさいのリーフレットやチラシ等を紹介しており、**無償で配付**。
※送料もでんさいネットが負担
- でんさいに関する動画も掲載中であり、いつでも視聴が可能。



ダウンロードして使用いただくことも可能
でんさいアカデミーページ↓

<https://www.densai.net/about/academy/>

「案内状サンプル」

(案内状サンプルの画面イメージ)

案内状サンプル

取引先に対し、でんさい切替の案内の際にご利用いただける案内状サンプルを用意しております。
事業者さまのご利用用途からお選びください。

支払利用

受取利用

支払方法変更に関する案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、「でんさい」への支払方法の変更について意向を確認するための案内状サンプルです。
※簡易版は、詳細版の内容を1枚に集約したものです。

【詳細版】ダウンロード

【簡易版】ダウンロード

記入例はこちら 

支払方法変更開始時期の案内状サンプル

案内状を送付した納入企業（債務者側）（債権者側）に対して「でんさい」へ

ダウンロード

記入例はこちら 

支払方法変更に関する説明会の案内状サンプル

支払企業（債務者側）から納入企業（債権者側）に対して、支払企業主催のでんさいへの支払方法変更に関する説明会の開催を案内するための案内状サンプルです。

ダウンロード

- 取引先に対し、でんさいへの切替を案内する際に便利な「案内状サンプル」を用意。
- ご利用用途に合わせたフォーマット（ワードファイル）をダウンロードし、記入例（PDFファイル）を参考に、簡単に案内状を作成。
- 同ページでは、案内状サンプルのほか今後開催予定のセミナー等も掲載。

案内状のサンプル（支払企業⇒受取企業）

支払方法変更に関する案内状サンプル【詳細版】（記入例／赤字箇所）
（支払企業⇒受取企業）

20XX 年 5 月 10 日

お取引先 各位

株式会社大銀電気

「でんさい」による支払に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、お取引先様への代金の支払について、約束手形および小切手を利用しておりましたが、政府における 2026 年までの約束手形・小切手の利用廃止の方針等を受け、弊社においても 20XX 年 8 月以降、ご同意いただいたお取引先様との間のお取引について、「でんさい」による支払を開始させていただくことを予定しております。

※「でんさい」による支払条件については、別紙1『「でんさい」での支払条件について」をご参照ください。

弊社が新たな支払方法として採用する「でんさい」は、約束手形や小切手等に代わる決済手段として、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称「でんさいネット」）が提供する電子記録債権であり、利用メリットの高い決済手段でございます。

※「でんさい」の利用イメージおよびメリットについては、別紙2「でんさいについて」をご参照ください。

回答書のサンプル（受取企業⇒支払企業）

受取企業⇒支払企業

別紙3

20XX 年 5 月 29 日

株式会社大銀電気 総務部 宛

貴社名	株式会社全銀製作所				
住 所	東京都千代田区千代田 1 2 3 4 5				
ご担当課名	経理部	ご担当者様名	山本		
電話番号	03-1234-5678	FAX 番号	03-1234-5678		

「でんさい」の受取に関する回答書

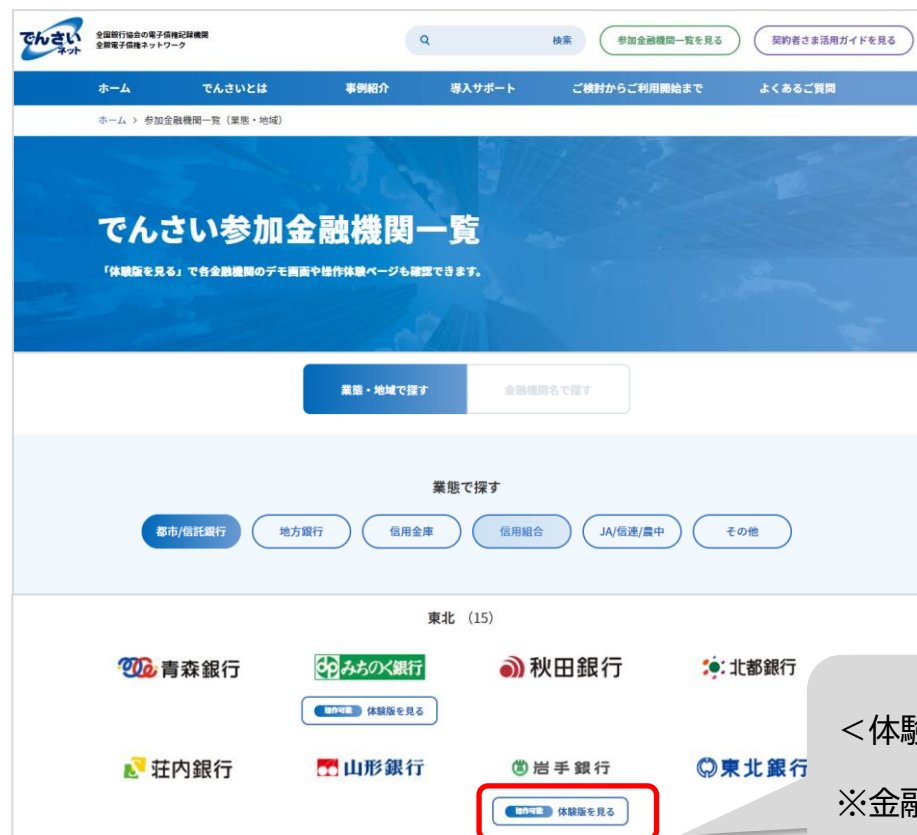
1. 【○】 今後「でんさい」で受取るよう申請します。

利用 者 番 号	0	1	2	3	4	A	B	C	D
決 済 口 座	金融機関名	全国銀行			金融機関コード	9	9	9	9
	支 店 名	東京支店			支店コード	0	0	1	
	口座種別	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6
変更可能時期※	2	0	X	X	年		8	月	分

※「でんさい」を発生（手形でいう振出）する月。
後日、手形から「でんさい」への支払方法の変更開始時期等をご案内いたします。

「参加金融機関一覧／体験版」ページ

(画面イメージ)



- でんさいのサービスを提供している金融機関一覧と操作体験版を掲載。
- **実際に取引金融機関の操作画面を確認いただけるので、**
でんさいの操作に不安をお持ちの事業者さまはぜひご利用をいただきたい。

<体験版を見る>をクリックすれば、**金融機関が提供しているでんさいの操作画面の体験が可能※**
※金融機関によっては操作体験版を提供していない場合もあり

「お取引先でんさい利用状況検索サービス」ページ

(画面イメージ)

お取引先でんさい利用状況検索サービス

1 2 3

「お取引先でんさい利用状況検索サービス」では
お取引先がでんさいをご利用しているかどうかを検索できます。

法人名称

☒ 法人名 (部分一致) ☐ 法人名カナ (前方一致)

全角100文字以内

登記住所

☒ 市区町村 ☐ 郵便番号

都道府県 選択してください ▼ 市区町村 先に都道府県を選択してください ▼

検索する

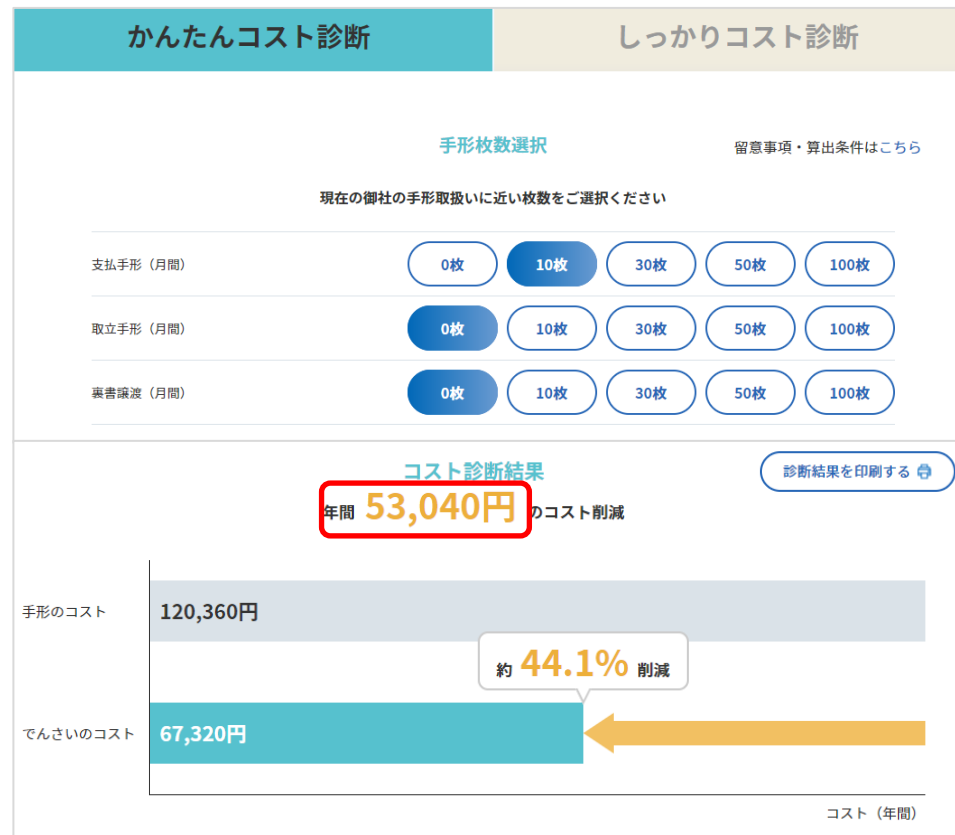
- 企業のでんさいの契約有無を確認できるコンテンツ。
- 取引先にてんさいの案内をする前に、事業者さま自ら取引先の契約の有無を確認できるので、企業間で調整の手の省力化が可能。

【利用手順】

- ① 利用規約を確認。
 - ② 法人名称を入力し登記住所（都道府県/市区町村）を選択（郵便番号を入力でも可）。
 - ③ でんさいの利用契約があれば、法人名、登記住所等が表示※。
- ※個人事業者および検索対象からの除外をでんさいネットに申し出ている法人は検索の対象外

「コスト診断」ページ

（「かんたん版」の画面イメージ）



- 手形からでんさいに切り替えた際のシミュレーションツールを2種類（「かんたん版」と「しっかり版」）掲載。
- 「かんたん版」は3種類の手形取引について取扱枚数に近い選択肢を選ぶ（3クリック）だけでコスト削減額（概算）を算出、「しっかり版」は印紙税や郵送費などについて自社の金額を入力することで、詳細なコスト削減額の算出が可能。

※手数料は各金融機関で異なる。詳しくは取引金融機関にお問い合わせをいただきたい。

でんさいネット公式X（旧Twitter）

アクセス方法	プロフィール画面	投稿内容	二次元コード
(@densai_net)を Xで検索！		・基本的な仕組み ・便利なコンテンツ ・利用手順 等	

- でんさいネット SNS（X（旧Twitter）、YouTube）を通じて、でんさいの基本的な仕組み、ウェブサイト情報や過去のオンラインセミナー収録動画を発信。

でんさいネット公式YouTube

アクセス方法	プロフィール画面	動画内容	二次元コード
「でんさいネット」を YouTubeで検索！		オンラインセミナーの 収録動画等ででんさい導 入・拡大に役立つ情報	

フォロワーを募集中！
セミナー視聴後はぜひX（旧Twitter）の
フォローを！



1

でんさいの操作方法

2

取引先への切替促進策

3

でんさいネット提供のコンテンツ紹介

4

でんさいネットの取組み

5

よくある質問

6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

でんさいライトとは

インターネットバンキング（IB）契約がなくてもでんさいを利用できる基本手数料が不要なサービス。インターネットに接続できる環境があれば、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットを通じて、簡単にでんさいの利用が可能。

でんさいライトの3つのポイント



かんたん操作

スマホやタブレットを使ってより直感的に操作できるものとするほか、ご提供する機能・サービスを簡易に



インターネットバンキング契約は不要

インターネットバンキング契約は不要で、でんさいネットが提供する利用画面に直接アクセスして利用可能

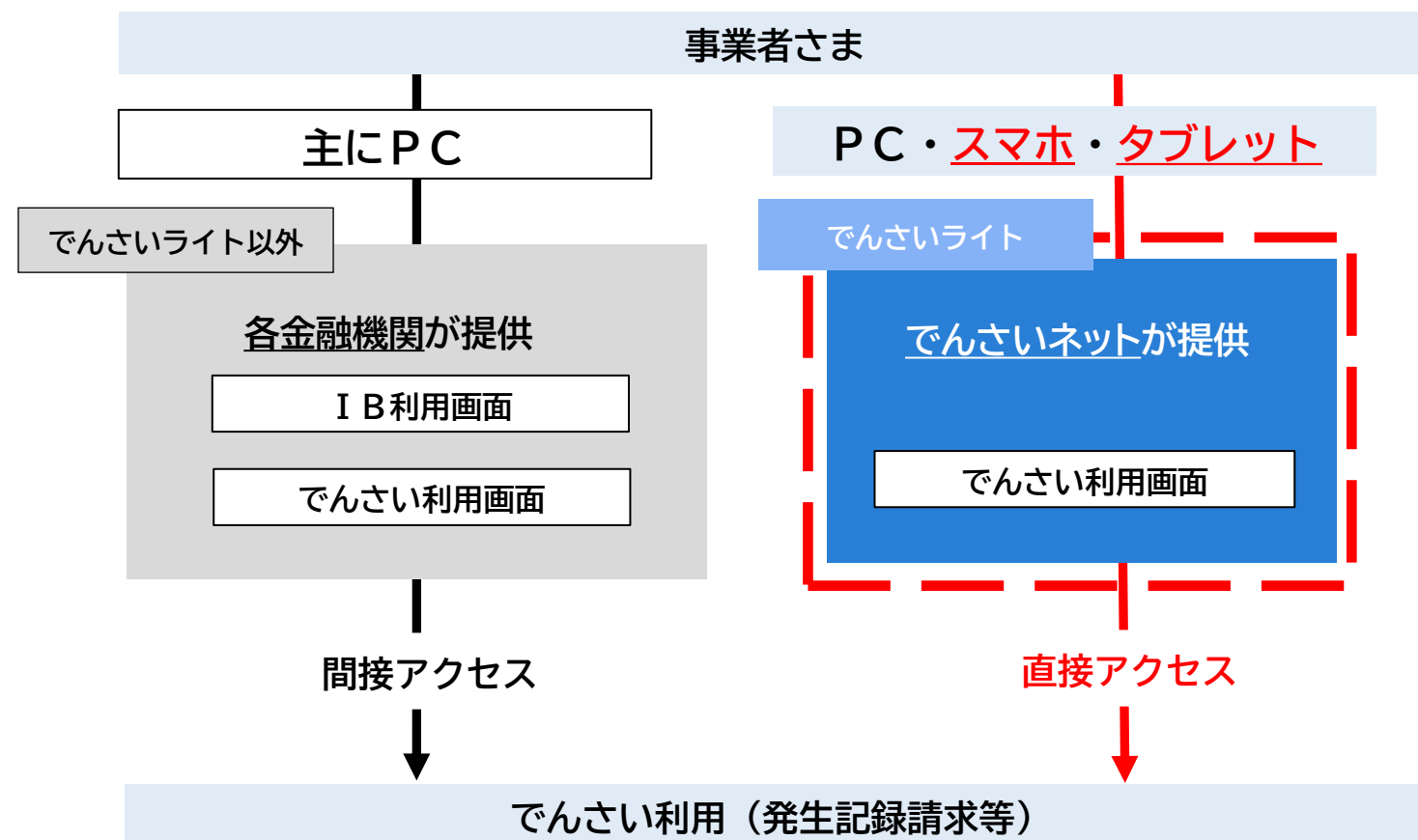


安価な手数料

基本手数料などは不要で、サービスの利用1件ごとの手数料のみで利用が可能

- 「でんさいライト」は2024年11月18日にリリース。
- インターネットバンキング契約は不要で、専用アプリをインストールする必要もなし。
- でんさいライトの利用開始には、口座を開設している取引金融機関への申込みが必要。（でんさいライト取扱い金融機関は「特設ページ」にて公表中）

でんさいサービスのイメージ図



- でんさいライトは、**でんさいネット**が事業者さまに**直接**サービスを提供。
- 詳しくは、でんさいネットYouTubeチャンネルに掲載の「でんさいライト編」をご覧ください。



YouTubeチャンネルは
こちら→



	でんさいネットサービス (でんさいライトを除く)	でんさいライト
IB契約/基本手数料	(原則) 必要	不要
1件当たり手数料	金融機関が設定	手形に比べ抵抗感がない水準 でんさいネットが一律設定※
使用デバイス	主にパソコン	パソコン・ スマホ ・ タブレット
債権金額の範囲	1円以上100億円未満	1円以上100万円以下 (債務者請求等1件当たり)

※詳しい料金はでんさいライト特設ページをご確認をいただきたい。なお、資金決済や利用申込は取引金融機関で行う。

でんさいライトの操作方法

でんさいライト
操作方法

このページでは、
「でんさいで支払う（発生記録請求）」と「でんさいを譲渡する（譲渡記録請求）」の
2つの操作方法について、動画や体験画面等を通じて確認できます。

でんさいで支払う
発生記録請求編

発生記録請求とは手形の「振出」に相当するもので、自
社から相手先へ「でんさい」を発生させる取引です。

でんさいライト
～でんさいで支払う～
(発生記録請求)

この動画をP35の映像です。

でんさいで支払う（発生記録請求）を体験する >

操作マニュアル (PDF) 

でんさいを譲渡する
譲渡記録請求編

譲渡記録請求とは、手形の裏書譲渡に相当するもので、
自社が受け取った「でんさい」を別の取引の相手先に譲
渡する取引です。
全額譲渡だけでなく、必要な金額だけ分割して譲渡する
こともできます。

でんさいライト
～でんさいを譲渡する～
(譲渡記録請求)

この動画をP35の映像です。

でんさいを譲渡する（譲渡記録請求）を体験する >

操作マニュアル (PDF) 

※動画上の操作画面はスマートフォンやタブレットで利用する場合のイメージとなります。また、体験画面と操作マニュアル上の操作画面はパソコンで利用する場合のイメージを使用しています。それぞれの操作画面は画面サイズが異なるだけで、表示される項目や内容は同一です。

- でんさいライトについても、でんさいネットのウェブサイト上で、「操作説明動画」や「操作体験画面」などを掲載中。
- こちらは実際に利用する頻度の高い「発生記録請求」と「譲渡記録請求」に関連する操作内容を紹介（初期設定操作については、でんさいライトの利用申込後に発送される「スタートガイド」で説明）。

■ でんさいライトに関する質問

質問	回答
でんさいライトは複数の金融機関で利用できるか？	でんさいライトの取扱いがある金融機関であれば利用可能。ただし、それぞれの金融機関ででんさいライトを申込む必要がある。でんさいライトの取扱い金融機関については、 でんさいライト特設ページ 内に公表している。
でんさいライトで受取や譲渡をする場合の上限額はあるか？	受取または譲渡で利用する場合の上限額の設定はない。
でんさいライトを利用したいが、何から始めれば良いか？	でんさいライトを利用するには、まずでんさいライトの取扱い金融機関に利用申込みをしていただき、金融機関による審査等を経たのちに利用可能である。
現在、でんさいライト以外のでんさいネットサービスを利用中だが、でんさいライトを利用すれば、でんさいライトの画面上ででんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用状況もまとめて確認できるか？	利用契約が異なるため、でんさいライトの画面上ででんさいライト以外のでんさいネットサービスの利用状況をまとめて確認することはできない。それぞれのサービスの画面上でご確認をいただきたい。

- でんさいライトに関するよくあるご質問は、「**特設ページ**」のよくあるご質問へ。



取引先向けWeb説明会

過去の登壇実績

企業主催による取引先向け説明会

業界団体主催による会員企業向け説明会

社員向け社内勉強会 等

使用可能ツール

Teams、Webex、Zoom等の主催者の希望するツール

費用は**無料**



- 企業主催の取引先向け説明会や業界団体主催の会員企業向け説明会等に**でんさいネット職員がWeb会議ツールを使用し講演。**
- Web説明会の実施の**希望があれば、取引金融機関またはでんさいネットまでご連絡をいただきたい。**

本説明会を利用された事業者さまの声

「でんさいの基本的な内容についてよく理解できた」

「一度に多くの取引先にでんさいについて理解いただけた」

1

でんさいの操作方法

2

取引先への切替促進策

3

でんさいネット提供のコンテンツ紹介

4

でんさいネットの取組み

5

よくある質問

6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

よくある質問（小切手からの移行）

小切手のでんさい移行



自社が取扱っている小切手が今後どうなるの・・・？

商取引として取引先に小切手を受け渡している場合は、**全面的な電子化の対象※**



【事例】 自社が材料仕入れの対価として、取引先に小切手を振り出す

→**全面的な電子化の対象**となる

なお、当座預金からの現金の引き出しや、納税、振込、自社口座間の資金移動等による**払出伝票として利用している小切手の代替手段は金融機関によって異なる。詳しくは取引金融機関にお問い合わせをいただきたい。**



POINT

でんさいまたはインターネットバンキングでの振込へ変更を

※「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画～約束手形等の利用の廃止等に向けた自主行動計画～」(事務局：一般社団法人全国銀行協会)において、基本方針を「約束手形や小切手について、紙による決済をやめる観点から、電子的決済サービス(でんさいなどの電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込)への移行を強力に推進していくことで、産業界および金融界双方の事務負担・コスト削減やリスク軽減に寄与し、最終的に約束手形等の利用の廃止につなげる」としている。なお、2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5年後(2026年)に約束手形の利用の廃止に向けて取組を促進する」「小切手の全面的な電子化を図る」などとされたことを踏まえ、全銀協が上記自主行動計画の策定に至る。

よくある質問（小切手からの移行）

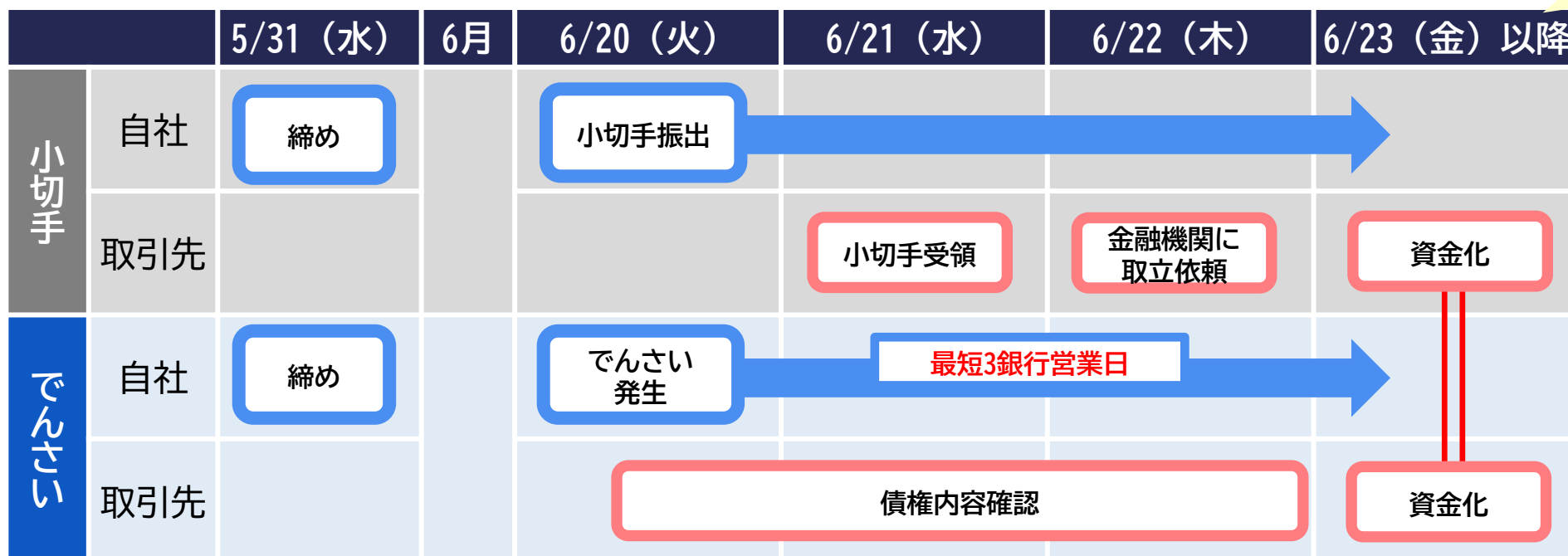
企業における小切手からでんさいへの切替例



- ✓仕入資金の対価として、取引先に毎月小切手を振り出す
- ✓月末締め・翌月20日払い

青枠：自社（支払企業）、薄赤枠：取引先（受取企業）

小切手の利用状況によっては、以下のとおり、でんさいも小切手と変わらない日数での資金化（現金化）が可能



POINT

でんさいであれば、発生から支払期日まで最短3銀行営業日で資金化が可能。

支払企業における小切手とでんさいの比較

	小切手	でんさい
コスト (変動費)	小切手用紙代	発生記録手数料 ※金融機関毎に設定されている(数百円の例が多い)
	小切手郵送料:590円(一般書留)	なし
主な事務	・小切手の在庫管理 ・振出作業 ・郵便局へ持ち込み 等	・Web上で支払情報を入力 ・上席者の承認
搬送リスク	あり	なし

- 約束手形と同様、支払企業において、**小切手からでんさいに移行した場合でもメリットは享受**できる。

小切手よりもでんさいの方が
トータルの事務量は少ない

・その他、災害発生時のリスクについては、現物がある小切手よりもバックアップセンターを設けているでんさいの方がリスクは低減される

受取企業における小切手とでんさいの比較

	小切手	でんさい
コスト (変動費)	取立手数料	入金手数料 ※金融機関毎に設定されている (無料～数百円の例が多い)
	領収書印紙税:非課税～20万円	なし
	領収書郵送料:110円(定形普通)	なし
主な事務	・小切手受領 ・領収書発送 ・金融機関への取立 等	・通知メール受信 ・債権内容確認
搬送リスク	あり	なし
債権内容確認	(債権者が) 現物受領した時点から可能	(債務者が) でんさいを発生した時点から可能

- 受取企業においても、小切手からでんさいに移行することで、**メリットは享受**できる。

小切手よりもでんさいの方が
トータルの事務量は少ない



POINT

約束手形と同様、小切手からでんさいに移行した場合でも、
支払企業・受取企業ともにメリットは享受できる。

■ 利用開始に関する質問

質問	回答
複数の金融機関ででんさいを利用したい場合、それぞれの金融機関と契約が必要か？	複数の金融機関ででんさいを利用したい場合は、 金融機関ごとに利用契約 を締結する必要がある。 なお、事業者さまを特定する 9桁の利用者番号は、1法人に対して1つ付与 されるので、複数の金融機関で利用される場合は、同一の利用者番号となる。受取利用・支払利用共に1つの利用者番号である。
でんさいを利用するにあたり、デメリット（懸念点）はあるか？	でんさいの利用に躊躇する理由として多いのは、①「取引先がでんさいを利用（契約を）していない」②「自社でインターネットバンキングの契約が負担」などである。①の対応については弊社のコンテンツの利用や取引先への継続的なご案内をお願いしており、②については「でんさいライト」の利用のご検討をいただきたい。
でんさいのサイト（支払期日）の条件を知りたい。	発生記録日から支払期日まで「3銀行営業日から10年」である。

■ 支払企業からの質問

質問	回答
取引先（受取企業）から手形を何枚かに分割してほしいと要望されるが、でんさいの場合はそのように複数発生（振出）させる必要はなくなるか？	でんさいには譲渡・割引時に、 必要な金額だけ分割可能である ので、発生（振出）の時点で複数に分ける必要はない。
自社がでんさいを発生（振出）させた後に誤りが判明した場合、どのような対応になるのか？	発生されたでんさいの内容に誤りがあった場合などは、 取消 や債権内容の 変更 が可能。ただし、いずれも対応期限や利害関係者の数によって、対応可否や対応方法が異なる。詳しくは、取引金融機関にお問い合わせいただきたい。
取引先（受取企業）がでんさいを利用していないが、でんさいで支払うことは可能か？	取引先がでんさいの利用契約をしていない場合は、でんさいで支払うことはできない 。でんさいで支払をするためには、支払側だけでなく、受取側（債権者、譲受人等）もでんさいの利用者になる必要がある。

■ 受取企業からの質問

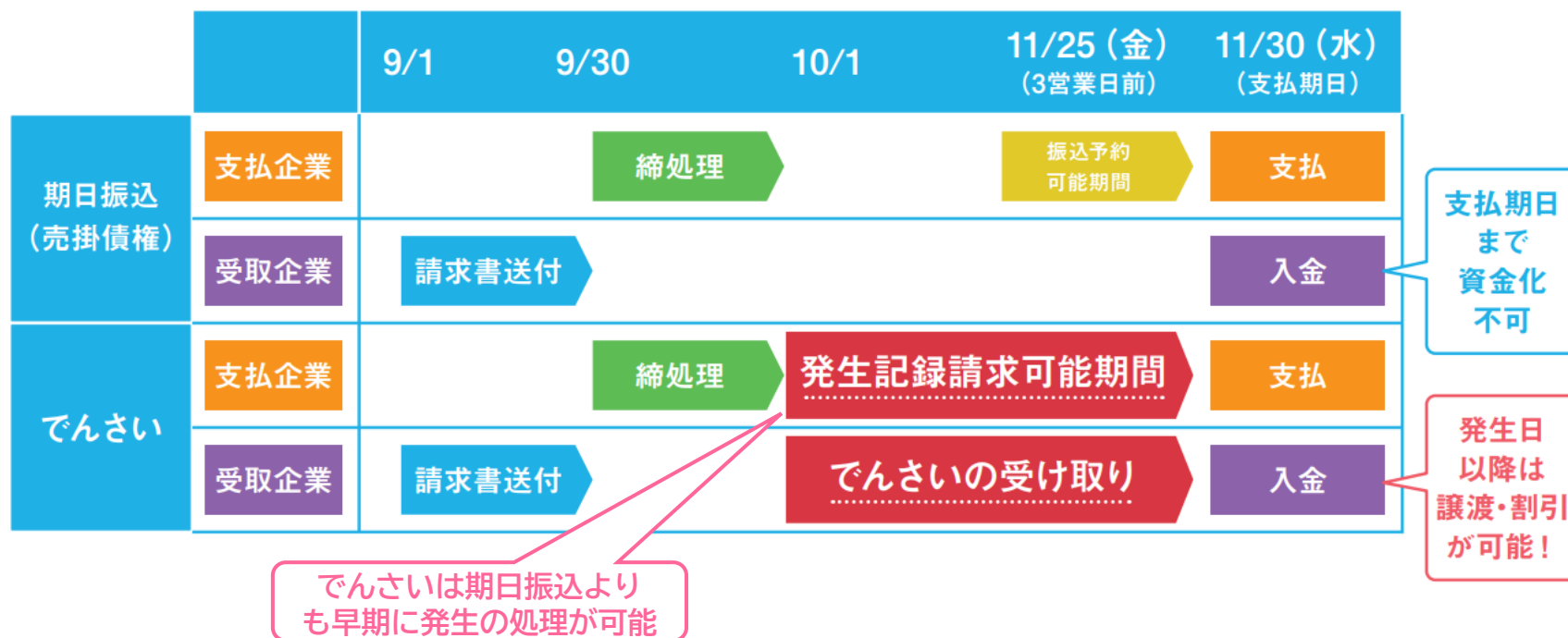
質問	回答
手形・小切手は交換日に資金が入金され受取企業の預金残高に反映されるが、実際に資金を利用できるのは翌銀行営業日以降である。でんさいは支払期日から資金を利用できるか？	でんさいの場合、受取企業は支払期日に入金されるので、入金 の確認ができ次第資金の利用が可能。 実際の入金時刻は、支払企業の資金準備状況や金融機関ごとに異なる。
今までは手形を割引いて資金繰りを行っていたが、でんさいではどのように対応すれば良いのか？	手形と同様、でんさいも割引を行い、支払期日前に資金化することが可能である。詳しい取扱いについては取引金融機関へお問い合わせいただきたい。
取引先から受け取ったでんさいは、受け取った当日に別の取引先へ譲渡できるか？	譲渡可能である。なお、発生の予約を受けたでんさいの場合、発生日の到来前（予約期間中）でも、譲渡の予約が可能である。
A金融機関で受け取ったでんさいを、B金融機関で割引をすることはできるか？	金融機関によっては自金融機関で受け取ったでんさいのみを割引対象としている場合があるため、取引金融機関へお問い合わせいただきたい。

■ その他の質問（1 / 2）

質問	回答
でんさいの会計処理について知りたい。	でんさいの会計処理は、 手形債権に準じて、電子記録債権を示す科目で区分記載することが適切である とされている（「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会）をご参照）。実際の会計処理に関するご判断は、会計士・税理士にご確認をいただきたい。
でんさいの取引記録は何年間保存されるか？	電子記録債権法では、債権が消滅した場合はその日から5年間、消滅していない債権については支払期日または最後の電子記録がされた日から10年間保存することとされている。でんさいネットでは、これらの規定および実務上の要請を踏まえて、債権記録について、債権が消滅した場合はその日から、債権が消滅していない場合は支払期日または最後の電子記録がされた日から10年以上保存している。
ファクタリングとでんさいの違いは何か。	ファクタリングは、事業者さまが保持する売掛債権等を支払期日前に売却し、現金化するサービスである。一方、でんさいは支払・決済手段の一種で、手形的な利用ができる。

■ その他の質問（2／2）

質問	回答
期日振込とでんさいの違いは何か。	指定した期日（支払期日）に、支払先の口座（決済口座）に資金が振り込まれるという点では同様だが、以下の点が期日振込と異なる。 ・ 支払企業は早期にでんさいを発生させることが可能 ・ 支払企業が発生させたでんさいは、発生日以降、譲渡・割引が可能となり早期資金化を実現



「よくあるご質問」ページ

よくあるご質問

キーワードから探す

☒ 自然文検索 ☐ AND検索 ☐ OR検索

※スペースで区切って複数検索が可能です。

カテゴリで絞り込む

☐ でんさいについて

☐ でんさいで支払う・譲渡する

☐ でんさいを便利に使う

☐ キャンペーンについて

☐ 導入検討からご契約前まで

☐ でんさいを受け取る

☐ 困ったときは

☐ でんさいライト

☐ ご契約後からご利用前まで

☐ でんさいの資金を支払う・受け取る

☐ その他

よく検索されるキーワード

支払手数料はどちらが負担するか

譲渡

でんさいを始めたい。何からやれば良いのかわからない。

発生記録

利用料金

よくあるご質問ランキング

キーワードランキング

1位 支払手数料はどちらが負担するか

2位 譲渡

3位 でんさいを始めたい。何からやれば良いのかわからない。

4位 発生記録

5位 利用料金

- これまでのセミナーや当会社コールセンター等に寄せられた質問と回答をご紹介します。
- 「よくあるご質問」ページに各種FAQを掲載しているので参照いただきたい。



よくあるご質問
ページはこちら→



1

でんさいの操作方法

2

取引先への切替促進策

3

でんさいネット提供のコンテンツ紹介

4

でんさいネットの取組み

5

よくある質問

6

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融界の取組状況について

全銀協の自主行動計画および政府方針

2021年7月19日制定、2022年6月17日改定、2023年11月15日改定、2024年3月29日改定、7月19日改定
全銀協「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」

2026年度末までに電子交換所に持出される全ての手形・小切手の交換枚数をゼロにする。

2021年6月18日閣議決定 成長戦略実行計画

（第10章 足腰の強い中小企業の構築 3. 大企業と中小企業との取引の適正化 （3）約束手形の利用の廃止）

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。

さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

2023年6月16日閣議決定 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

（Ⅳ. GX・DX等への投資 5. DX （3）DX投資促進に向けた環境整備 ⑨中小企業等のDX）

約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。

2023年6月9日閣議決定 デジタル社会の実現に向けた重点計画

（第3－2 各分野における基本的な施策 2. 安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

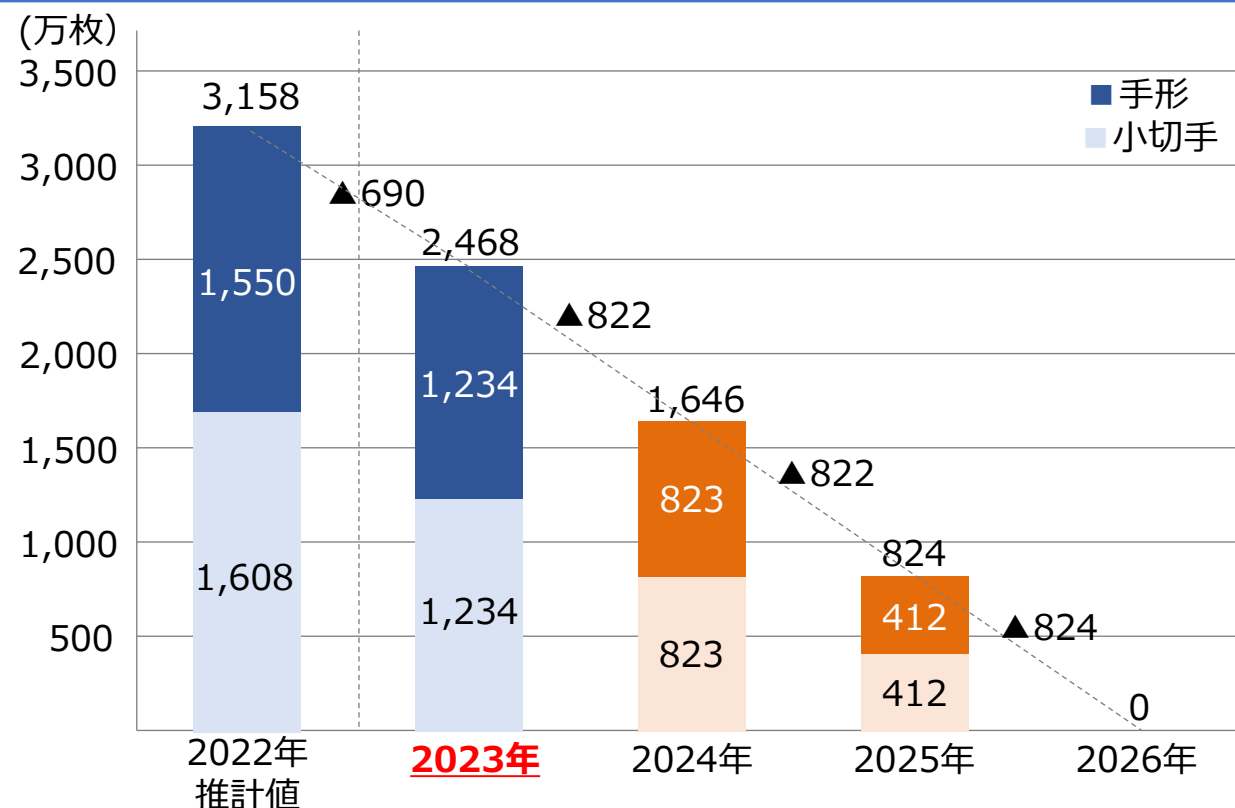
（3）相互連携分野のデジタル化の推進 ①取引（受発注・請求・決済））

決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、（中略）関係事業者による取組を後押しする。

足元の手形・小切手の交換枚数の状況

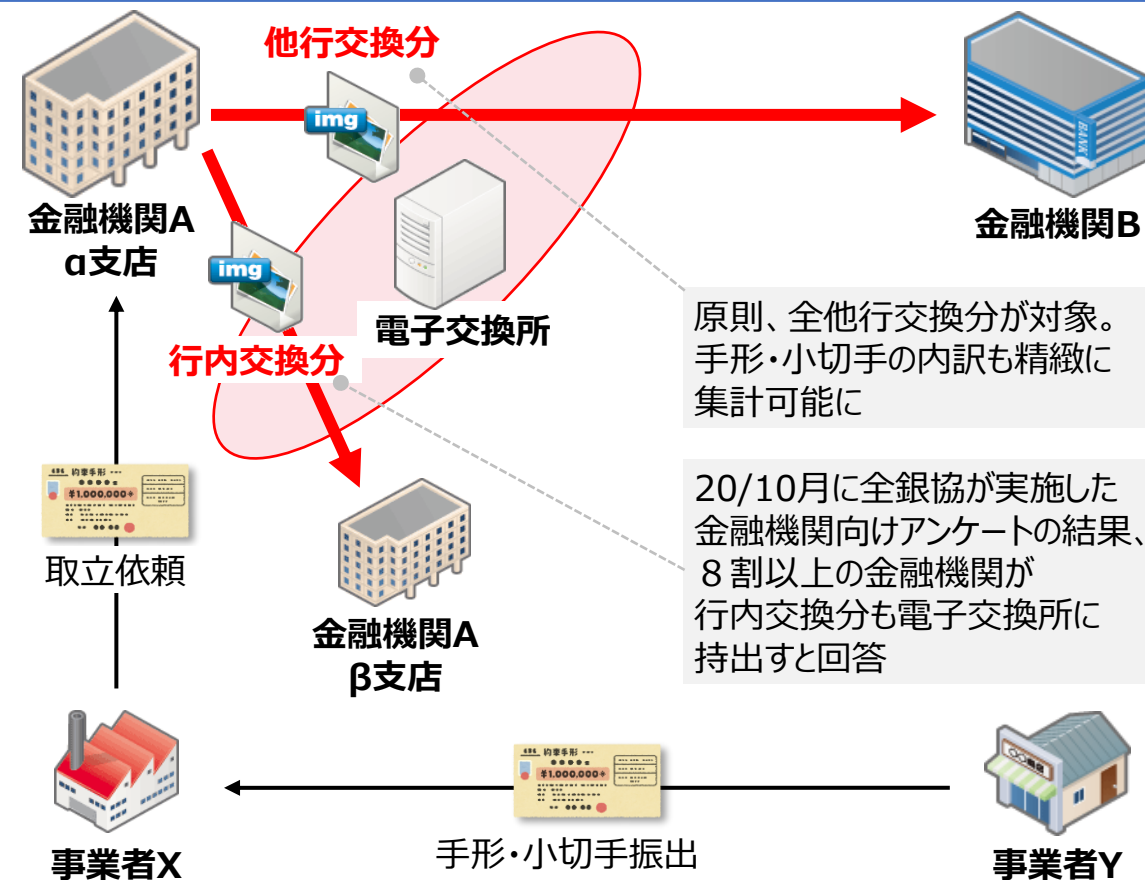
- 電子交換所における**2023年の交換枚数は2,468万枚**（手形1,234万枚+小切手1,234万枚）。
- 2026年度末までにゼロにするためには、**毎年822万枚（手形411万枚+小切手411万枚）減らしていく必要**。

電子交換所における交換枚数の削減イメージ



※2022年推計値は、2022年の全国手形交換枚数（3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%）、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

電子交換所における交換イメージ



金融機関における取組み事例

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

■ 周知強化、 ■ 導入支援・利便性向上、 ■ 経済効果拡大

	手形・小切手共通の取組み	手形固有の取組み	小切手固有の取組み
都銀業態	■ <u>全面的電子化を含む業務効率化に関するディスカッション資料作成、活用</u> ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ ■ でんさい未導入先のDX支援 ■ <u>EB専門の関連子会社によるでんさい導入・操作サポート</u> ■ <u>でんさいサポートデスク活用</u>	■ <u>EB専門の関連子会社によるIB導入・操作サポート</u> ■ <u>EBヘルプデスク活用</u>
地銀業態	■ 全当座預金先への電子化周知 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ <u>専担者によるIB導入・操作サポート</u> ■ ■ <u>簡易版法人IB(月額利用料無料)提供</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>
第二地銀業態	■ 手形・小切手利用先への電子化チラシ配布、提案 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ <u>法人IBサポートデスク活用</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>
信用金庫業態	■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ ■ <u>顧客向けでんさい説明会実施、要望先の個別訪問サポート</u> ■ <u>でんさいサポートデスク活用</u> ■ <u>でんさい手数料無料キャンペーン実施</u>	■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ <u>法人IBサポートデスク活用</u>
信用組合業態	■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し ■ 当座預金口座開設手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ 法人IB未稼働先への声掛け ■ <u>法人IB手数料見直し</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>

金融機関における全面電子化に向けた施策

- 2024年以降、3メガバンク等の一部の銀行では、政府方針等を踏まえ、手形帳・小切手帳の発行終了予定の他、手形・小切手の振出期限の設定や他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止をウェブサイト公表。
(ウェブサイト等の報道ベースで当協会が把握している銀行を掲載)
- また、昨年に続き、新規の当座預金口座開設の停止または新規開設時における手形・小切手の発行停止、2027年4月以降の期日管理を伴う手形・小切手の取立受付の停止といった取組みを進めている金融機関が複数確認されている。

各銀行のウェブサイトのニュースリリース（一部抜粋）

（三井住友銀行）

手形・小切手の発行終了等に関するお知らせ

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において、「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会により「2026年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画が策定されました。（全国銀行協会策定の自主行動計画については以下をご覧ください）

一般社団法人全国銀行協会のホームページへリンクします

これらの状況を踏まえ、弊行では、手形・小切手に関し、以下の対応を実施します。
これに伴い、各種規定を改定予定です。改定の詳細については別途ホームページにてご案内します。

手形・小切手帳の発行を終了します

2025年9月30日（火）をもって、手形・小切手帳の発行申込の受付を終了します。

手形・小切手の振出期限を設定します

※ 当座勘定からの支払を目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）とします。期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。
※ 2019年10月～2024年9月に発行より販売した未使用の手形・小切手については、今後、一定の条件を満たすものはご希望に応じて買戻する予定です。買戻しについての詳細は、2025年3月を目途にホームページにてご案内します。

（みずほ銀行）

NEWS RELEASE

2024年9月6日
株式会社みずほ銀行
みずほ信託銀行株式会社

企業のDX支援に向けた〈みずほ〉の取組みについて
～手形・小切手の全面的な電子化に伴う
関連商品・サービスの商品性改定および取り扱い終了について～

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）とみずほ信託銀行株式会社（取締役社長：笹田 賢一、以下「みずほ信託銀行」）は、手形・小切手の全面的な電子化に伴い、関連商品・サービスの商品性改定等を別紙の通り実施いたします。

中小企業等のDX促進の観点から、政府が「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を閣議決定し、全国銀行協会は「2026年度末までに全国の手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。

みずほ銀行とみずほ信託銀行としても、2024年1月に当座勘定および代金取立の商品性を改定しましたが、今回、追加での商品性改定等を実施いたします。

今後は、電子記録債権（でんさいネットサービス）やインターネットバンキング等からの振込に切り替えていただくことで、業務効率化・生産性向上につながります。

〈みずほ〉は、2026年度末までに電子交換所への手形・小切手の持ち出しを終了する予定です。お客さまやそのお取引先の円滑な決済のためにも、2027年4月以降が期日となる手形・小切手の振り出しは行わず、代替手段への切り替えをお願いいたします。

〈みずほ〉は、手形・小切手の全面的な電子化を含めたお客さまのDXを積極的に支援するとともに、より一層のサービス向上に努めてまいります。

※ 2023年9月22日ニュースリリース：
企業のDX支援に向けた〈みずほ〉の取組みについて
～手形・小切手の全面的な電子化に伴う当座勘定および代金取立の商品性改定～
https://www.mizuho-bank.co.jp/release/pdf/20230922release_jp.pdf

商品・サービス	取り扱い		商品性改定等の内容	改定日
	みずほ銀行	みずほ信託銀行		
当座勘定、代金取立、手形・小切手等	○	○	2024年1月以降に当座勘定を新規で開設したお客さまに対する紙の手形・小切手の発行停止	改定済 (2024年1月4日)
	○	○	2027年4月以降を期日とする手形・小切手等の代金取立の受付停止	改定済 (2024年1月4日)
	○	○	2023年12月以前に当座勘定を開設済みのお客さまに対する紙の手形・小切手の発行停止	2026年4月1日
	○	○	他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止 ^{※1}	2026年4月1日
	○	○	発行停止（預金入金扱いとは継続）	2026年4月1日
銀行振出小切手	○	○	2027年4月以降を期日とする紙の手形割引の新規受付停止 (下記信用保証協会保証付も同様)	2024年10月1日
手形割引 ^{※2}	○	○	2026年3月1日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024年10月1日
信用保証協会保証付手形割引(債保証) ^{※3}	○	○	2027年4月以降を期日とする紙の手形割引の新規保証申込停止	2024年10月1日
信用保証協会保証付手形割引(債別保証) ^{※3}	○	○	2027年4月以降を期日とする手形貸付の新規実行停止 (債度内実行を含む。下記信用保証協会保証付も同様)	2024年10月1日
手形貸付	○	○	2025年3月1日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024年10月1日
信用保証協会保証付手形貸付(債保証)	○	○	2026年3月1日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024年10月1日
信用保証協会保証付手形貸付(債別保証)	○	○	お取り扱い終了	2025年4月1日
手形・小切手用紙発行サービス ^{※3}	○	○	お取り扱い終了	2025年10月1日
支払票照会書手形割引	○	○	紙の手形・小切手の発行停止	2026年4月1日
パーソナルチェック	○	○	お取り扱い終了	2026年4月1日
手形裏書代行サービス	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日
手形一括管理サービス	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日
手形債権流動化	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日
手形債権信託	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日

※1 入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます
※2 でんさい割引（信用保証協会保証付貸出を含む）については、引き続きサービスを提供いたします
※3 連絡、印刷依頼等、特設印刷方法で手形・小切手を発行するサービスです。（自前用紙の使用も含む）一般的な手形・小切手の発行とは異なります

https://www.mizuho-bank.co.jp/release/pdf/20240906release_jp.pdf

（三菱UFJ銀行）

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組み

手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、全面的な電子化に向けた検討を進めています。2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」には、「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれました。これを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しています。

これらの環境を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを推し進めるため、新たに以下の対応を実施します。

＞ [一般社団法人全国銀行協会ホームページへ](#)、

手形・小切手の発行受付終了

受付終了日：2025年9月30日（火）

2025年9月30日（火）をもって、ご利用中の当座勘定を対象に手形・小切手の発行受付を終了します。

また、お客さまにご指定いただいた内容にて加刷した手形・小切手（事前加刷手形・小切手）についても、2025年3月31日（月）をもって、発行受付を終了します。

対象となる当座勘定から現金出金が必要となる場合は、当座キャッシュカードをお申し込みのうえ、ご利用ください。なお、払戻請求書でもご対応いただけるようにする予定です（当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがございます）。詳細は、後日ホームページでご案内します。

※ 2024年1月4日（木）以降に開設いただく当座勘定は、手形・小切手の発行受付を行っておりません。

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了

受付終了日：2026年3月31日（火）

2026年3月31日（火）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。

※ 入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。

https://www.bk.mufg.jp/info/tegata_kogitte_den-shika.html

https://www.smbc.co.jp/notice/202409_kinri.html